

議案第13号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月21日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律の公布施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例を整理するため、本条例を定める必要があるからである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年北名古屋市条例第8号）第9条
- (2) 北名古屋市行政不服審査会条例（平成28年北名古屋市条例第1号）第11条
- (3) 北名古屋市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北名古屋市条例第28号）附則第3条第4項及び第5項

(北名古屋市消防団条例の一部改正)

第2条 北名古屋市消防団条例（平成18年北名古屋市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(北名古屋市名誉市民条例及び北名古屋市表彰条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 北名古屋市名誉市民条例（平成19年北名古屋市条例第2号）第5条第1項第1号
- (2) 北名古屋市表彰条例（平成19年北名古屋市条例第3号）第11条第1項第1号

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合に

において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。